

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請(原子炉冷却系統施設の主要弁の改造))」【1】
2. 日時：令和4年7月14日 16時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請の概要について
- ・資料2 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁ハタケヤマズ、
0:00:05	これより、四国電力株式会社伊方発電所 3 号機の設計及び工事計画認可申請書、
0:00:14	弁の取りかえ、改造工事に関するヒアリングを開始したいと思います。
0:00:19	原子力規制庁からは、僕、企画調査官、鈴木主任審査官、伊藤審査官ハタケヤマの 4 名で出席しております。
0:00:26	本件は、事前に提出いただいております資料に基づいて、ヒアリングを進めたいと考えております。
0:00:36	特段色電力の方から説明すべき点というのが、
0:00:41	重要点と書かなければ、こちらからの質問事項からスタートしたいと思いますけども、四国電力の方、進め方等何かございますでしょうか。
0:00:59	四国電力本店でございます。衛藤。
0:01:02	四国電力本店からの出席者をお伝えしておきます。四国電力本店原子力部設備保全グループの松原グループリーダー、イトウキムラ五味オカ。
0:01:14	原子力部耐震設計グループのムラカミヒラタ計 6 名で参加しております。よろしく願いいたします。
0:01:23	はい、ありがとうございます。届け出の際にいただき、ご出席いただいたメンバー、大体そろってらっしゃる感じですかね。
0:01:32	はい、さようでございます。
0:01:34	はい、ありがとうございます。
0:01:37	では、トップダウンお互い、
0:01:39	届け出の際である程度ご説明は聞いているかと思しますので、あとはもう今回の認可申請に関する質問事項から移りたいと思いますが、四国電力進め方よろしいですか。
0:01:50	はい。それで異論ございませんよろしく願いいたします。
0:01:53	はい。では担当の方から質問を移りたいと思います。では井藤さんお願いいたします。
0:01:59	規制庁の伊藤です。それでは早速質問から入ります。
0:02:04	まず工事の内容について基本的なところから確認させてください。今回の認可申請の
0:02:15	対象の弁ですね、3V-SI-075AとBについて、今回配管と一括して取りかえると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	いうふうに書いてありますけれども、この配管と一括して取りかえる必要があるのはなぜかということを説明。
0:02:35	をお願いします。施工性の観点なのか或いは弁そのものについて取りかえなければいけない何かがあるのかという観点での質問です。
0:02:52	祝電力キムラです。今回の弁につきましては、弁については頭撮り、配管に伴って、配管の工事に伴う施工性の確保の観点から、
0:03:05	弁を取りかえるというものでございます。
0:03:10	はい。規制庁井藤です。承知しました。
0:03:16	すいません少々お待ちください。
0:03:20	原子炉規制庁島山です。ちょっと今のご説明で、ちょっと詳細に教えていただきたいのは、配管の取りかえに伴う施工性の観点でってことでご説明いただきましたけどその施工性っていうのは具体的にどういった施工性によって弁を取りかえなければならないということなのかちょっとそこのところご説明をお願いします。
0:03:44	中部電力の木村です。配管を取りかえるに当たりまして弁を除いた範囲の配管を取りかえるということになりますと
0:03:55	ベント配管の取り合い部のところを削った削ると、というようなところが発生したり、いうところがありますので、そういうところも含めて一括して、
0:04:07	幼稚園 4 節使用等の確保っていうところも含めまして、弁、配管に含めて弁を取りかえるというものでございます。
0:04:18	原子炉規制庁の竹山です。取りかえにあたってはそのゆ溶接試料とかも含めた取り合い部の関係も含めて取りかえる。
0:04:27	取りかえなければならないということのご説明は理解しました。で、もう 1 点ちょっと確認したいのがこの、
0:04:35	取りかえるその弁なんですけども、この溶接の話はこれは工場できつめたまま、
0:04:43	工場溶接をしたまま、持ってこられる形なのか、或いは、
0:04:48	現場でベント配管を取りつけるということなのか、後者かなと思うんですけども、ちょっと事実関係としてご説明ください。
0:05:09	四国電力のキムラで所長お時間いただきます。
0:05:18	原子力規制庁ハタケヤマです。すみませんちょっと今の私の質問は取り消させていただきます。申し訳ないんですけども、
0:05:24	届け出の際にですね添付されている資料の中で確認ができましたので
0:05:29	現場溶接だっということが理解できました。失礼しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	では、他に質問ありますか。
0:05:43	季節を移動です。よろしければ次の質問に移りたいと思います。
0:05:49	元の取りかえで、今回寸法が変わっていると。だ、なので、年間先生や ってるわけですがこの寸法が変わる理由について説明してください。
0:06:12	小電力の木村です。今回取りかえに当たりまして、建設時とは設計を
0:06:20	考え方を異なった弁を採用しているというところで、蓋の圧弁箱の厚さ と、であるとか点蓋のあったという、4表に記載の
0:06:32	寸法が変更になるというところで認可申請となっております。
0:06:39	木曾イトウですが、ちょっと聞き逃しちゃったかもしれないんですけど建 設時と違う弁を使わなければいけない理由は何でしょうか。
0:06:55	直電力の木村です。
0:06:59	今回の取りかえの当間勉んですけれどもものとしましては、建設時と同 仕様をのべント、
0:07:10	いうところにはなるんですけれども、その、
0:07:14	要目表に記載する、寸法について最小の厚さの部分に記載するとい うところになりますけれども、その
0:07:26	記載の考え方というところを、
0:07:30	建設時とは違う設計、考え方で記載を今回した上で認可申請をさせて いただくというものでございます。
0:07:44	規制庁伊藤です。すいませんちょっと今のを聞いた感じだと同じ弁を使 っているけれども、現場小屋弁蓋の厚さのところの、
0:07:55	考え方が変わっていて、数字が変わる。
0:07:59	そういうことですか。
0:08:06	四国電力の件です。その認識でございません。
0:08:16	すいませんその厚さんの考え方というんですかねそれが変わったとい うのは、衛藤、何が変わった。
0:08:26	すいませんねえと。なぜ変わったんでしょうか。
0:09:13	四国電力の木村です。寸法のとり方につきましてちょっと建設時等は、 ちょっと取り方の考え方っていうのを考えてより保守的、
0:09:27	保守的な考え方で、
0:09:32	弁蓋の厚さであるとか弁箱の厚さっていうところを記載するというところ の町の考え方のを、
0:09:43	変更したというところで、今回弁の寸法の記載が変わるというところでご ざいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	規制庁井藤です。すいませんちょっと理解が追いついてないんですけども、阿久津サノと、
0:10:08	厚さの数字というのを、
0:10:11	ウワー。
0:10:12	何か企画とかで決まっているところ。
0:10:16	ではない。
0:10:17	ですかね衛藤。
0:10:19	結構考え方を柔軟に変えられるようなそういうところなんですか。
0:10:30	四国電力の木村です。最初の肉厚分について記載すると、というところは企画
0:10:39	に基づいて決まっているというところですけども、何をもちってその最初の肉厚
0:10:48	分とするかというところの細かい考え方というところを見直したというところでございます。
0:10:57	規制庁イトウです。その考え方っていうのは、何かし、当社内、社内の文書で決まっているようなものですか。
0:11:10	省電力のキムラです社内といいますいうよりは、メーカーさん辨野メーカーさんの、設計の考え方っていうところが、変わったと、いうところになりますんでそれを反映したというところでございます。
0:11:30	原子炉規制庁畠山です。今ちょっとメーカーの方の考え方が変わったって話があったと思うんですけども、建設工認とは、弁が異なるものなのか、それは同じなのかっていうと、
0:11:42	ちょっと改めてですけど、どっちなんでしたっけ。
0:11:50	四国電力の木村です。面としては、当間同仕様の友野になるというところでございます。
0:11:58	同じ便が取り付けられると理解すればいいんですか。要目は小異なっているけれども、
0:12:07	それとも、
0:12:08	メーカーとして、何かしらの設計が変わったというお話なのか、どちらですかね。
0:12:24	四国電力の木村です。
0:12:28	費用としては同じものをいうところではございますけれども、後任の
0:12:36	5人の中の共同計算等に使用する、最小厚さというところを使用して計算するいうところになってきますけれども、その計算に用いる最小厚さの取り方っていうところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:49	の考え方っていうのを、その設計の考え方というところを変え、変えたというところで今回投票目標の寸法が変わったというところでございます。
0:13:01	原子炉規制庁畠山です。加えてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど四国電力の方から、この阿多伊井を取った理由としてはより保守的な値として設定しましたとご説明があったと記憶しております。
0:13:16	まずその理解は正しいですか。
0:13:41	長電力のキムラです。義務と申しますとその弁のふたと、弁箱の厚さというところの、それぞれちょっと別のちょっと考え方で
0:13:54	今回寸法の見直しというところを実施してございます。
0:14:02	への蓋につきましてはより保守的な箇所を
0:14:09	保守的な箇所をより
0:14:12	選んで、最初の箇所を選定してその寸法を記載すると。
0:14:20	いうところ。
0:14:21	としてございます。
0:14:25	現場の厚さにつきましては、
0:14:30	建設、建設の時点では、
0:14:37	設計に必要な計算上に必要な厚さに、余裕を含めた値というところを、変更取りかえ前の弁としては、
0:14:48	記載し
0:14:51	が設定しておりましたけれども、今回当間取りかえを行うにあたって、実際の製作図面から規格的に導き出される厚さというところを基準にして、
0:15:05	記載を、検査の時にも戸松層の寸法は下に行くというところになりますので、
0:15:12	製作図面から比較的に導き出される厚さを基準としてそちらを4項の記載値にして記載させていただいたというところでございます。
0:15:25	原子力規制庁の常盤です。ちょっと改めて、確認ですけども、現物厚さのところ、より保守的になってことでしたが、ちょっとごめんなさい。御説明のところがよくわからなかったところがあって、そこは保守的なんですか。
0:15:44	はい、えっと。た四国電力の木村です。メーターの厚さについてはより保守的厳しくより厳しく、し厳しい箇所として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	厳しい箇所を選定して、そこを最初の肉厚として記載するという方針にしたというところがございます。これは結べれば薄いほど保守的になるんですかね。そこがよくわかんなくて、要は、
0:16:10	これまで読む高が●●(非開示情報)。
0:16:13	ミリ。
0:16:15	これは、
0:16:17	ちよつとごめんなさい。江藤、これは間瀬君だって失礼しました。この厚さが、ある程度、多めに下がっているかと思えますけれども、
0:16:27	このあたり、
0:16:29	が、
0:16:31	下がることによって君、衛藤保守的になるというのがちよつとよくわからなかったの、このあたり、冒頭でご説明いただいた上で、
0:16:40	変更があった内容について、現場小弁豚も含めてですね、
0:16:46	それぞれ規格でどういったことを言ってるのか或いは設工認ガイドの方、後ろの図面とかだと、弁箱については、設計建設規格で規定される最初厚さとするって書いてあったりするんですけどもどうい、
0:16:59	考えに基づいて今回変更されているということなのかちよつとこれを改めて資料の方でご提出いただきたいと思ってます。ちよつとまず、ことで、ご説明できる内容をご説明いただいた上で、資料の方と仕込んでいただけますでしょうか。
0:17:17	四国電力の木村です。当間保守的と、衛藤。
0:17:21	変更前より変更の後の方を薄く記載したというのが保守的というところに今説明をさせていただきましたけども、ですのでより厳しい、薄い部分、
0:17:34	記載した上で、それでも強度上問題がないというところを共同計算等の中で、お示していきますので、
0:17:45	なんでより厳しい条件で、評価す、としたと。
0:17:50	より厳しい薄さを厚さとして設定した上でそれに対して評価をしているのでですので保守より厳しい。
0:18:02	保守的な評価というところになるというところで
0:18:06	保守的というふうにご説明させていただいております。
0:18:11	原子力成長立松御説明の趣旨は、まずは聞き置かせていただきました。他方、ちよつとやっぱりわからないのが、
0:18:21	その要目表で言われているのはある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:26	この値以上で設計をなさっていうことだと思うんですけどもその設計のより白の部分を削っているように受けられるんですけども、そこはちょっとどう、
0:18:36	計算上、どれぐらい以上っていうことは理解。要は、値が下がれば下がるほど、計算としては厳しいほうになるっていうのは理解しつつも、
0:18:47	実際
0:18:49	以上で書かれてるそのぎりぎりのラインまで、
0:18:52	削っても、設計は良っていうことだと思うんですねこの要目を変えると いうことであれば、そこがちょっと、
0:18:59	より保守的っていう表現にされる。
0:19:02	のが、
0:19:03	正しいかどうかはちょっと。
0:19:08	今ちょっとはかりかねるところです。方
0:19:12	戸塚付け加えて申し上げるならばその必ず保守的ではならなければなら ないというわけではないと思うので、最終的にこちらとして認可の判断 は保守的であるかどうかというわけではなくて、
0:19:23	与えられた数値の方はですね、基準上満足してるかどうかっていうところ だと思しますので、完全にその保守的かどうかっていうその事実関係 を加えてちょっとご説明をいただいた上で、
0:19:36	それ一の説明がですね、必ずしも保守的っていう理由だけではないとい うことでしたら、適切なご説明いただいた上で、
0:19:46	ちょっと説明の方も考えていただければと思います。
0:19:54	四国電力の木村です。当初、嶋様保守的かどうかというところはまた同 資料の中でちょっとどういう記載でご説明させていただくかは検討させ ていただきたいと思います。
0:20:08	はい、衛藤規制庁伊藤です。それでは次の質問に移りたいと思います。
0:20:15	今回資料で出てきて
0:20:20	申請書の方ですね申請書の資料3について確認させてください。衛藤 力不足は0対策に関する説明書ですね。
0:20:30	ここの2ページ目で
0:20:35	緑色割発生の抑制策についてのA、Bですね、発生応力、ここで、申請 範囲は、運転運転中の引張応力が増大する設計。
0:20:48	系及び製作時の引張残留応力が高くなる工法を極力避けて設計という ふうに書いてありますけれども、
0:20:58	具体的にこれは、どのような設計、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:04	を指しているのでしょうか、説明をお願いします。
0:21:32	四国電力の木村です。残留応力が高くなる工法を極力避けてというところは、ベント配管との取り合いの部分。
0:21:42	このまま形状等に配慮して、そういう取り合いの部分で残留応力が残らないような、
0:21:52	加工をした上で確保して、製作をしているというところを、Bのこの活用力のところに記載しているところがございます。
0:22:05	規制庁井藤です。はい。そうすると、弁。
0:22:09	そのものというよりは配管との取り合い部についての記載ということですね。
0:22:17	その認識でそれございません。
0:22:23	原子炉規制庁畠山です。今のご説明、
0:22:26	いただいた加工方法、とりあえずの確保方法というのは、
0:22:32	いわゆる企画の事例規格で基づくと、どういう対策になるのでしょうか。
0:22:51	知久電力機能です。少しお時間いただきます。
0:22:56	原子炉規制庁畠山です。お願いします。
0:25:02	知久電力の木村です。事例規格に
0:25:09	ちゅ事例規格の頭の中で
0:25:13	応力低減とか改善の方法例というところのフロー。
0:25:18	が記載されているところがございますけれども、お手元 2、藤理恵企画等はございますでしょうか。
0:25:28	原子力規制庁ハタケヤマです。補足説明資料をご提出いただいているかと思っておりますけれども、この 2 ページの部分ですかね、ここに添付されているものと認識してますので、
0:25:40	素行に沿って、今回、
0:25:43	どこに該当するかご説明いただけますか。
0:25:51	四国電力の木村です。こちらの応力低減というところの、何かっすせ、
0:26:00	経営における考慮というところになってこようと、ちょっと思いますが、でもちょっとすいません。そこの中のどれに該当するかというところまでは、ちょっとメーカーの方にも確認が必要になって、
0:26:12	来ますので、ちょっとどれに該当するかというところは、また、後程ご説明等、ご連絡させていただきたく思います。
0:26:24	西尾規制庁武山です。承知しました。資料の方にまず落とし込んでいただいてよろしいですか。
0:26:32	承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	衛藤規制庁イトウです。それでは次の質問に移ります。
0:26:44	今回弁の取りかえをしますけれども、
0:26:50	取りかえ前後で、これ届け出の時にも同じような質問してますけれども、
0:27:00	弁とかその周囲のですね流路の形状に変更はありますでしょうか。
0:27:08	まずご説明をお願いします。
0:27:17	四国電力本店イトウですと流路の形状には変更ございません。
0:27:23	はいわかりました。ありがとうございます。それでは次の質問に移ります。
0:27:33	今回の弁の位置付けについてちょっと、そもそもの質問なんですけれども、
0:27:41	今回の弁、
0:27:44	の前後っていうんですかね、配管については、届け出で取りかえるとしていた範囲については、
0:27:54	SA設備として
0:27:58	登録されているんですけれども、この辺については、
0:28:02	SA設備ではないというふうになっています。ちょっとこの理由について説明していただけますでしょうか。新規制の時から、
0:28:12	こうなっているので、何かしら整理はあるんだろうなという前提での質問です。
0:28:21	当四国電力本店イトウです。ご認識の通り申請の頃から現在のような登録でございまして、登録の背景としましては、まず今回の対象弁、
0:28:32	につきましては、工認手続きガイドに基づいて登録をしております。そのガイドの中で主要弁に当たるものの定義がありまして、
0:28:42	そこにそのうちのですね、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁、こちらに該当しますので今回の弁は、通ずDBとしての登録をまず行っております。
0:28:53	片や、SAとしての登録についてはですね、辨野中出SSの登録に当たるものは、
0:29:00	BWR、PWRの周期逃し弁。
0:29:05	の設置許可基準の第二条第2項第14号の重大事故と、
0:29:10	SA設備として最終的な熱の逃し倍増する設備として機能するもの、こういった表現で定義をされておまして、今回のこの逆止弁については、こちらには該当しませんので、主要弁としては、
0:29:23	トリビーの努力のみという申請になってございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:28	衛藤さん規制庁イトウですすいませんもう1回能勢設置許可基準規則の条項上番号教えてもらえますか。
0:29:38	林失礼しました。設置許可基準規則第二条第2項、第14号、
0:29:46	の重大事故等対象設備として、最終的な熱の逃し場へ輸送する設備として機能するもの。
0:29:53	というのが、主蒸気逃し弁と定義されておりましてこちらがSAとして登録が必要なものというふうに定義されていると認識しております。
0:30:02	へえ。
0:30:09	ごめんなさい設置許可基準規則第2条の第2項の、
0:30:15	14号ですか。
0:30:19	はい。衛藤認識の通りです。今お話しした内容がですね工認手続きガイドに記載されている内容をそのまま読み上げさせていただいたもので、工認手続きガイドのAとBポツの主要弁のところに、
0:30:32	今お話しした内容が書かれているものでございます。
0:31:01	すいません。少々お待ちください。
0:31:35	原子炉規制庁畠山です。今ご説明いただいた、設工認ガイドちょっと読ませていただきました、VIPのところの信用便の登録のところ、
0:31:46	読み上げていただいたのはPWRの市場器逃がし弁、
0:31:50	そして最終的な
0:31:54	水の逃し場の輸送。
0:31:56	する機能、設備として機能するものを読み上げていただいたかなと思うんですけども。
0:32:02	この主蒸気逃がし弁としてはそういうその使用日に登録するかしないかというご説明を理解する。
0:32:09	この
0:32:10	今回の設備でいうと、原子炉冷却材バウンダリの隔離編として、
0:32:15	はDBだけだとはいちょっと読めないかなあと思うんですけども、そのSAじゃないってことは、どのようにお読みになるんですか。
0:33:03	四国電力本当にどうです所長お時間ください。
0:33:06	はい、お願いします。
0:34:28	四国電力本店イトウです。
0:34:31	先ほどの件ですけども、
0:34:34	技術基準規則の方ですねまず原子炉冷却材圧力バウンダリとして機能が要求されているものは、まず27-28条、こちらがDBの条文でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:45	D型SAとしては、606162条、こちらございますけども、今回の逆止弁については、
0:34:55	バウンダリとして万全の構成の機能としての設備ですので、デービーの26条7条、
0:35:01	27条失礼しました2078条こちらの方に該当すると、SAの方の条文は注入するための、脱力原案減圧。
0:35:12	圧力低減等で注入するための流路としての話でございますのでこちらは配管に係る条文というふうな整理で認識しております。
0:35:22	原子力成長ハタケヤマ、あと、
0:35:25	原子炉規制庁徳山です。今流路としてのご説明いただいたかと思えますけども、これは配管だけに限られるというご説明はどのように読まれるのでしょうか。
0:36:52	どっち国電カイトウです。
0:36:54	62条。
0:36:57	SAの条文の方では、こちらは段取りの隔離機能として必要とされているものではなくて、
0:37:04	流路として使うものなので今回の逆止弁の機能としては、やはりDBのほうの条文の方で、隔離弁としての機能要求から、JB設備としての、
0:37:16	登録をしているという整理でございます。
0:37:41	衛藤鬼頭イトウです。あくまでここは嘉永等、この辺については、隔離弁としての機能を期待していると。
0:37:52	いう、説明内容は理解しました。一方ですね
0:38:00	この弁のところも明らかに流路にはなっている。
0:38:06	いますよね。配管と配管の間の弁なので流路になっていますと。そうなると、SAの状態の、圧力なり温度なりで耐えられ、
0:38:21	ますよという説明がどこかにあるのではないかと思うのですけれどもそれは、ありますか。
0:39:27	長電力の木村です。今回
0:39:32	申請としましてはDB設備として申請をさせていただいておりますので、デービー
0:39:38	2事象に対しては持つというところは、この申請書の中でまた説明はしておりますけれどもSA設備としての、
0:39:47	申請を先ほどの井藤から申し上げた後説明の中でし、
0:39:52	DBとし、設営としては申請対象ではないというふうに整理しておりますのでSAに対する

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:02	正次長に対してどうかというところの説明というのは、本申請書上では出てこないという整理になってございます。
0:40:13	規制庁伊藤です。すみません本申請。
0:40:19	金先生については、置いておいて新規制の時にそういう確認はなされているのかというところをまず、
0:40:30	伺いたいんですけども、
0:40:50	四国電力の木村です。新規制基準の申請の中でも、今日の通りDB設備として目標の
0:41:03	申請対象の中に含まれているというところでございますので、SAに対してどうかというところの説明は、その弁単体に対して、
0:41:17	どうかというところの、
0:41:19	再稼働の、この中でもこっちは出てこないのかなというふうに考えてございます。
0:41:30	原子炉規制庁畠山です。ちょっと確認をさせていただきたい2点ありまして、まず1点目なんですけども、今ご説明いただいたその逆止
0:41:41	衛藤。
0:41:45	逆止弁ですよね。この弁と類似の弁とか、
0:41:50	においても、逆にメーカー止め弁においても、
0:41:54	SAとして登録されているものは、
0:41:58	ないと理解してよろしいですか。この弁以外においても、
0:42:02	一つもないと理解してよろしいですか。
0:42:23	四国電力の木村です。逆止弁んです。というところしたら先ほどの
0:42:30	イトウから説明した衛藤主要部の定義というところに該当しないのかなというところに、で考えておりますのでええと、
0:42:39	登場しないもの、逆止弁としてSAで登録されているものはないかと思えますがすみません。
0:42:48	そこは一応確認のお時間をいただけたらと思ってございます。
0:42:53	はい。議事録成長ハタケヤマです。まずはちょっと類似の弁。
0:42:58	要は考えが統一されているかっていうことの確認のためにちょっとお伺いしたものですので、まずは、今ご説明いただいた内容のものがですね、
0:43:08	他の面においても共通の考えで統一して申請なされていてすでに認可されているってことなのかどうかをちょっと確認したいと。
0:43:18	思いますのでちょっとそこをの確認いただければなと思います。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:22	加えてちょっと設工認ガイドお話いただきましたけども設工認ガイドの読み方においてはちょっと私は疑義を感じてる部分があるのでちょっと先に申し上げておきますけども、
0:43:32	主要弁、bボツの使用分で書かれているところ、主蒸気逃がし弁で書かれているところに、SAとして最終的な水逃がし場としてって書かれているかと思えますけども、
0:43:44	これ、あくまで主蒸気逃がし弁に対して、SAとして機能するものって、
0:43:49	かかっているだけでして他の弁はDBに限ると、SAに限るとも書かれていないですね。ですので、
0:43:56	ここで各主要市場規格、逃がし弁の後ろに括弧で書かれているから、
0:44:02	他のはすべてDBですっていうのはちょっと説明として成り立たないと思ってるので、そういった意味ではその新規性においてこの面がですね、なぜSAに当たらないのかという説明が当時補足なり、
0:44:17	ヒアリングなり、
0:44:19	何かしらのところで整理をつけられているかと思えますので、もしその資料が既存のものであるのであればそのページをお示しいただきたいですし、
0:44:31	ないのであれば考えを改めて資料としてですね、今回補足のほうに書き起こしていただければと思います。
0:44:37	ちょっとまず新規制の段階でなぜ急いではないのかっていうところのちょっと説明からちょっとご説明いただければと。
0:44:52	四国電力の木村です。承知しました新規制時に説明をしているようなところがありましたらそちらをお示しするで、なければちょっと今回、改めてそういう考え方を
0:45:03	整理させていただいて、説明資料の中でご説明し、させていただくことといたします。はい、原子炉規制庁畠山です。お願いいたします。一応念のため申し上げますけども、今回の申請においてこれがSAがDB化ということを決めるわけではありませんので、
0:45:19	新規制における考え方という形で資料をまとめていただければと思います。
0:45:27	承知いたしました。
0:45:34	衛藤規制庁イトウです。それでは次の質問に移ります。
0:45:44	今回審査対象条文、
0:45:47	について確認していたんですけども届け出のときと比べると、届け出で、33条が対象条文になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:57	見えます。
0:45:58	一方で今回は入っていません。
0:46:02	ちょっとここについてなんですが、届けのときにいろいろ確認をしたところで一次冷却材がアマナ流れているところの、
0:46:14	当協会を構成している。
0:46:17	ので
0:46:18	75
0:46:21	AB。
0:46:23	シームまでの配管は 33 条の適用対象ですよというふうに聞いていたんですが、今回前は 5 の弁について、
0:46:36	これは 33 条。
0:46:39	対象にならないんでしょうか。
0:47:07	と四国電力の木村です。今回の認可申請の弁につきましては、別表所も、非常用炉心冷却設備、
0:47:19	としての弁として登録がされているものですので、この循環設備というところには当たらないのかなというふうに整理させていただいて対象条文から落としているというところでございます。
0:47:33	規制庁伊藤です。別表上はそういう訳になっているのはそうなんですけれども時、実際のところ 1 時、
0:47:43	冷却材の循環設備との境界にあって、
0:47:47	流路の境界になっていますよね。これは
0:47:52	対象外なんですか本当に。
0:48:14	四国電力の喜納ですか。お時間いただきます。
0:48:18	はい。お願いします。
0:49:05	地方電力の木村です。衛藤先ほどのご質問につきましてはちょっとこちらでちょっと考え方をまた整理させていただいてご説明させていただくこととさせていただきたいと思います。
0:49:16	はい。季節をイトウです。承知しましたそれではその点はよろしくお願ひします。
0:49:23	それでは次の質問に移ります。
0:49:27	今回の申請の工事で弁の取りかえをするということですがけれども、弁以外に取りかえるものはありますでしょうか例えば仕入れ構造物とかそういったものを、
0:49:43	変わったりするようなことはありますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:10	長電力の木村です。今回は配管と合わせて弁も取りかえを行うというところになりますので配管に合わせて、
0:50:22	配管につい、ついております支持構造物等につきましては取りかえるものもあろうかというふうに考えてございます。
0:50:35	西浦規制庁ハタケヤマです。ちょっとごめん、今回の申請範囲としてお伺いしたいものでございます。今回、弁を二つ取りかえる申請になってらっしゃると思っていて、
0:50:49	取りかえるこの申請範囲の中としては、
0:50:53	どちらかという強度の観点で、他に何か見なければいけないものはないかという確認でちょっとお伺いしているものでございますので、おそらく弁のところに支持構造物とはついてないと思っておりますけども、その理解でよいかというちょっと確認をしてなのです。
0:51:19	四国電力の木村です。衛藤。
0:51:21	今回の弁に直接取りつくような支持構造物は、ないと言えないというふうな、ございません。
0:51:29	はい衛藤季節をイトウです。承知しました。
0:51:33	それでは次の質問に移ります。
0:51:37	耐震性の評価についてなんですけども資料でいうと補正、
0:51:45	補正書の5-4。
0:51:48	のところですね。
0:51:52	今回届け出の時と同じように、てループPの高圧注入ラインについては、
0:52:03	定ピッチスパン法で評価をする。
0:52:08	ものだと。
0:52:09	認識していたんですけれどもちょっとこの、
0:52:14	資料5-4を見ると、3次元はりモデルの説明。
0:52:18	とか図とかが載ってきていてですね。すいませんちょっとこの、
0:52:23	評価方法、
0:52:25	の考え方を改めて説明をお願いします。
0:52:31	四国電力平田がご説明いたします。
0:52:35	まず、
0:52:38	弁の評価につきましては構造評価と、機能維持評価がでございます。
0:52:44	いずれも、再稼働工認と同様の手法で評価しておりまして、弁の構造評価につきましては、配管評価に包絡されるため、配管評価と同様に、
0:52:56	再稼働工認の資料13-12-10、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:00	に記載の、
0:53:01	市標準支持間隔法による耐震計算について、に従い評価を実施しております。
0:53:08	で、もう一つの弁の機能維持評価の方につきましても、
0:53:14	再稼働工認と同様、再稼働工認で言いますと、資料 13-17-3-24-3 に記載の方法に従って
0:53:26	オクを実施しております。こちらの、
0:53:30	方法なんですけど具体的に言いますと、資料 13-17-3-24-3 から、資料 10、13-17-3-22 飛ばしております、
0:53:43	こちらの方で、3次元はりモデル、
0:53:46	により解析を行って
0:53:50	辨野。
0:53:51	m分の応答加速度。
0:53:54	を算出して
0:53:57	機能維持評価を行うという。
0:53:59	方法をとっております。そのため
0:54:03	3次元はりモデル、
0:54:05	につきましても、工認上記載しております。
0:54:08	以上です。
0:54:13	規制庁伊藤です。確認ですけれども弁の評価で構造評価と機能維持評価があると、構造評価については配管に包絡されるので定ピッチスパン法で行っていると。
0:54:26	機能維持評価については、
0:54:31	すいませんちょっとさっき聞き取れなかったんですけど新規制の時と同じやり方で3次元はりモデルを使う必要があるとそういうことでしょうか。
0:54:47	はい。再稼働工認と同様に
0:54:51	弁の構造評価につきましては、資料 13-12 の中に記載の標準支持間隔法による耐震計算について、
0:54:58	に従って、評価を行っております、
0:55:02	機能維持評価の方については、先ほどおっしゃいました通り、
0:55:07	弁部分自体の加速度を算出しないと機能維持評価ができないので、そのために3次元梁モデルを用いて、
0:55:16	弁がついている部分自体の加速度を求めて、機能維持評価をしております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:23	原子炉規制庁畠山です。申し訳ございませんがちょっと今読み上げていただいた、ページ番号何とちょっと聞き取れなかったのでゆっくりお話させていただいてよろしいでしょうか。
0:55:34	はい、失礼いたしました。
0:55:38	もう一度ご説明いたします。弁の構造評価につきましては、再稼働工認の資料 13-12 の中に記載の、
0:55:49	標準支持間隔法による耐震計算についてに従い評価を行っておりまして、辨野木地機能維持評価につきましては、
0:55:58	再稼働工認の資料 13-17 の、
0:56:03	3-24-3。
0:56:05	に従いまして、3次元はりモデルによる応答解析を実施しております。
0:56:12	以上です。
0:56:21	イシダ規制庁だけです。ちょっと待っていただきたいんですけども、この資料 13-17-3-24-3 と申し上げていただいたこの機能維持評価、これ具体的に、
0:56:32	ページ番号変わってよろしいですか。
0:56:41	ごめんなさい。これはページ番号でした。失礼しました。ちょっとお待ちください。確認をします。
0:57:27	ちょっと確認機能維持評価のところですか資料 3 の 17-3-22 とあって、もう少しそこの辺りになってよろしいですか。
0:57:45	評価の四国電力平田です。評価のフローについて、具体的に、
0:57:51	説明ということでしょうか。
0:57:55	規制庁伊藤です。ページ番号をまず教えてください。
0:58:02	はい。先ほど申し上げました通り、資料 17、13-17-3-24-3。
0:58:11	です。
0:58:12	規制庁伊藤です 3-22 の方のページ番号ということで、
0:58:26	失礼いたしました四国電力平田です。
0:58:28	資料 13-17-3-22 の 3 ページのフローになります。
0:58:40	セットウです。最初ちょっと今ページ探してるんで少々お待ちください。
0:59:23	規制庁伊藤です。一応ページについてはわかりました。ちょっと選挙の時の資料で、おい、
0:59:34	について確認をいたします。
0:59:37	一応、
0:59:41	一応確認しておくのと審査の時も、そうすると

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:46	ラインについては、両方やっていたということですか。低ピッチスパン法と3次元はりモデルと、
0:59:58	四国電力ヒラタです。ご認識の通りです。
1:00:04	原子炉規制庁の土岐です。同じブロックの、
1:00:08	その新規制時のそのブロック図は、何ページが起こりますか。
1:00:24	四国電力の村上でございます。資料13-17-3-22に記載のブロックについては、構造強度評価で代表と選定されたブロックを記載をしております、
1:00:38	今回のブロックについては構造強度評価上の代表ではございませんので、ブロック図のほうは記載をしていないという状況でございます。
1:00:55	原子炉規制庁島山です。承知いたしました。あと表で表示されているということで今回出てないということを理解しましたその代表はどこで説明されてますかね。ちょっと念のため、お願いします。
1:01:11	コース。
1:01:13	四国電力の村上でございます。先ほどの3ページの次のページから、代表構造強度評価の代表のブロックの記載がございます。
1:01:25	それぞれ
1:01:29	4ページであればRCシリーズで構造強度を評価しているものを記載をしております、その代表は、RC-02と03ですよというような記載をしております。
1:01:42	こちらの大構造強度評価を実施しているものについて勝代表のものについて、本計算書の中でAブロック図等をお示ししております。
1:01:54	セットイウです。それで今回のラインについては、SI、
1:02:01	ですかね。
1:02:02	何番でしょうか。
1:02:10	四国電力の村上でございます。こちら、SIシリーズでございますが
1:02:17	今回のラインについては先ほど平田の方がご説明いたしました通り標準支持間隔法に基づく方法で評価をするというところで構造強度評価の評価対象となってございません。
1:02:31	ですので、構造強度評価を記載しております本再稼働申請の資料13-17-3-22には、
1:02:41	評価対象一覧として記載をしております。
1:03:18	ぴセットイウです。すいませんちょっと確認なんです
1:03:23	今資料13-17の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	3-22-5のページを見ているんですけども、ここでSIの01から04と書いてあるんですが、この中に、
1:03:35	今回のラインは含まれていないということでしょうか。
1:03:41	四国電力の村上でございます。ご認識の通りでございます。
1:03:57	季節をイトウです。すみませんちょっと何度も確認したわけなんですけど今回のラインについて新規制の時に3次元梁モデル解析をやっていますというのは、どこを見ればわかりますか。
1:04:16	四国電力の村上でございます。先ほどのですね表、主弁の耐震計算書資料13-17-3-24の
1:04:26	3ページでございますが、こちらの方に評価方針を記載をしております。
1:04:34	で、す。
1:04:36	具体的な評価フローについては資料13-17-3-22に示しますよという記載がございます。で、この記載の飛び先が先ほどのフロー図でございまして、
1:04:49	そのフロー図の中に、3次元はりモデルを用いて地震応答解析を実施して、
1:04:56	機能維持評価をしますというところを記載をしております。
1:05:01	ただ、先ほどの資料13-17-3-22につきましては、配管の構造強度評価に係るものを記載取りまとめてございますので、
1:05:12	機能維持評価に用いているブロックについては記載をしてないという状況でございます。
1:05:27	規制庁井藤ですすみませんちょっとついていけない部分があるんですが、
1:05:34	今回の
1:05:35	認可先生の弁が含まれるラインについては、
1:05:40	このフローに従って、耐震評価をしているんだけど
1:05:48	実際の3次元はりモデルについては、どういうものかというの、
1:05:54	資料中には載ってきいてないってことですか。
1:05:59	四国電力の村上です。ご認識の通りでございます。先ほどのフロー図を見ていただきますと、具体的には先ほどの資料13-17-3-22の3ページでございますが、
1:06:11	四角囲みをしております。このケース計算書についてはこのフローの中の配管の構造強度評価の部分をお示しますよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:22	いう作りになってございまして、弁の機能維持評価については、右下に ございますがここで注3として、先ほどの弁の耐震計算書の方に飛ん でございます。
1:06:35	ですので配管の計算書時、
1:06:42	A3の22市シリーズにつきましては、構造強度評価をまとめたものでご ざいますので、結局時評価に記載をしている、機能維持評価が必要な ブロックについての
1:06:55	記載がなく構造強度評価に必要なものを示してございます。
1:07:00	弁の機能維持評価については弁の機能維持評価、Aの計算書先ほど のAサブ17-3の、24でございまして、フローは読み込んでございま すが、そのブロックについては、記載をしていないという状況でございま す。
1:07:21	原子炉規制庁の竹山です。ちょっとご説明の中でわからないこと、私が ちょっとわからないことを確認するんですけども、今回資料3、22の方で すかね。
1:07:33	の方で、のページが、
1:07:39	13-173-22の4ページ以降から、
1:07:44	耐震強化の範囲って書かれている。
1:07:47	いますよね。で、その評価対象一覧として、
1:07:52	RCの、
1:07:54	何番だったり、
1:07:56	結愛何番っていうのが書かれていて、この中で、
1:08:00	3次元はりモデル解析をしていて、このうち、
1:08:04	一番厳しいやつをマルつけて代表しているっていう。
1:08:07	お話だと思っんですけど。
1:08:09	この表のどれにも該当しない範囲ということですか。御説明は、
1:08:15	四国電力の村上でございまして。配管及び弁については、申し訳ござい ません弁、主弁については、構造強度評価と、機能維持評価この二つ の評価がございまして。
1:08:28	で、構造強度評価については、配管に包絡されるということで、配管の 評価で代表してございまして。
1:08:37	で、配管の構造強度評価につきましては、標準支持間隔法に基づく方 法で評価をしてございまして、3次元はりモデル、
1:08:49	の対象ではございませぬ。この耐震計算書自体、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:55	この一覧表でまとめているものについては3次元はりモデルを基本とした評価方法で、評価結果をお示しているものを取りまとめたものでございますので、
1:09:06	構造強度評価に対する代表を記載をしております。
1:09:10	ですので機能維持評価の代表を取りまとめたものではございませんので、そこでそごが生じているという状況でございます。
1:09:30	江藤。規制庁井藤です。今の理解だと辨野、動的機能維持評価、
1:09:41	3次元はりモデルを使う必要があるが
1:09:48	そのフロー上、フロー上っていうのかな、資料の作成。
1:09:53	要領上、資料中に入ってくるものではないと。そうすると、今回は逆に、なぜ入ってきてるんでしょうか。
1:10:07	四国電力の村上でございます。
1:10:11	再稼働の時は3次元はりモデルについて非常に多数実施をしております。
1:10:18	それで工認として取りまとめる内容としては、構造強度評価の代表になったものを、この資料13-17-3-22でお示するという整理をしております。
1:10:33	今回の機能維持評価については、申請している設備自体が代表のようなものでございますので、
1:10:43	評価方針、方針方法結果、3点セットでお示するために
1:10:51	3次元梁モデルのモデル図も含めて申請をさせていただいております。
1:11:08	原子力施設ハタケヤマですとなりますと資料中だと、この
1:11:13	今回の申請範囲において、地震応答解析と応力解析をやっているという事実、
1:11:21	なんて計算結果とかそういったのはないのは承知した上でいたんですけども、
1:11:26	評価範囲に含まれる事実ということも何も読めないってことですか。
1:11:35	四国電力の村上でございます。それは再稼働購入に関してということでございます。おっしゃる通りでございます。再稼働合意において、
1:11:48	この資料3、
1:11:50	衛藤。
1:11:52	資料13-17-3-22の4ページ以降に書かれている耐震評価範囲。
1:12:00	以外においても3次元はりモデル解析をしていますその理由としては、弁の動的機能維持評価をしなければならないのでそれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:10	やっているんですけどいう、定性的な説明もないということですか。
1:12:16	申請においては、
1:12:19	そういう、どういうものかわからないです。
1:12:23	電力、四国電力の村上です。まず、と、東海弁については機能維持評価が必要な弁でございますので機能維持評価が必要というところで、
1:12:34	先ほどの資料 13-17-3-24 で、評価結果をお示しをしているという状況です。ただ、この資料 13-17-3-24 においても、
1:12:48	最も裕度が厳しい弁に対しての評価結果のみをお示しをしているので、非代表である、当該今回の申請の弁については、
1:13:00	その代表の中に隠れているという状況でございます。
1:13:04	ですので、機能維持評価が必要だということも含めると、先ほどの資料 13-17-3-24 の 3 ページで、
1:13:16	評価フローを読み込んでございますので、
1:13:20	そういったところ、
1:13:22	から、3次元梁で読める実施し、機能維持が必要な弁については、3次元梁でやらないといけないというのは、評価フローから読めるものだと認識をしております。
1:13:39	原子力規制庁ハタケヤマです。申し訳ございませんがちょっと理解が、こちらは追いつきませんでしたので、改めてこちらも確認しますが、ちょっとそのお考えの方ですね、資料にちょっとまとめていただきますようお願いいたします。
1:13:58	中国電力の村上でございます。基本的には資料でまとめること拝承いたします。もし、
1:14:08	動的バックフィット工認、お手元でございますすれば、動的バックフィット工認には、対象弁のリストがございますので、今回の
1:14:20	申請設備、
1:14:22	に対しまして、動的機能維持が必要であるということ、一覧表の中でお示しをしております。
1:14:30	この動的バックフィット工認では、評価フローについては資料、先ほどの配管の評価フロー。
1:14:41	3次元梁をやるということも紐づいてございますので、こちら辺の動的バックフィット工認と運用しながら、機能維持評価が必要な弁であることと、
1:14:52	先ほどの評価フローに基づいて3次元梁で実施する機能維持評価を実施する必要があること、こちらの方を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:04	まとめさせていただけたらと考えております。
1:15:09	はい。承知しました。まずはちょっと資料の方はまとめていただいて、
1:15:16	これは新規制の時の整理だったり、既工認、動的バックフィット等での整理の考えですので、概略程度にこのように記載していて、そのものと同じである。今回の申請は、
1:15:29	同じ評価であるっていうことを、簡単にまとめていただければいいと思いますのでちょっとそれを踏まえて、改めてこちらも確認したいと思っています。
1:15:39	以上です。
1:15:40	四国電力の村上です。ご趣旨は、廃止をいたしました再稼働購入もしくは動的バックフィット工認と同様の評価手法をとっていることがわかるように、簡潔にまとめさせていただきます。
1:15:53	はい。お願いします。
1:16:10	衛藤規制庁イトウですそれではちょっと次の質問に移らせてもらいます。今回の変更の藤鳥飼の対象となっている07号
1:16:23	B、
1:16:24	ですけれども、すいません、B達類似の機能の弁として075Cがあると思うんですけれども、これについてと。
1:16:36	平成19年に改造の申請がなされているのを見つけました。で、ちょっと中ですね、
1:16:56	これから
1:16:57	辨野共同体強度計算結果、
1:17:01	のところを見て、
1:17:03	見ると、
1:17:06	今回の
1:17:07	まず0名越の取りかえ後のものは今回の
1:17:13	ような075Bの
1:17:16	取替後のものと同じ寸法になっていますと。
1:17:20	ただ共同計算結果については、数字が一部、
1:17:29	調整総数テインへの一井とか、そのぐらいの
1:17:34	ものではあるんですけども、若干数値が異なっている。
1:17:38	ところがございます。
1:17:40	ここの、
1:17:42	差異が生じている理由について説明できますでしょうか。
1:17:59	オク電力の木村です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:03	本そちらの小数点以下のこの丸めかたの考え方につきましては細かい規定というところは、真木カクウでもそこまで記載はされていないものというふうに認識をさせていただきます。
1:18:18	ですので平成 19 年のCの取りかえ、今回
1:18:28	後任のナカノでのちょっと一つ天下の丸め方というところで当間考え方というところが、一応変わったのかなというふうに認識させていただきます。
1:18:41	基本的にあと今回出させていただいた後任の共用数値の丸め方というのは資金の公認の
1:18:52	考え方と同様の考え方でまとめているものというふうに認識しておりますので
1:19:00	入戸従前のこれまでのやり方で今回も数値を記載させていただいていますというところでちょっと当時とちょっと考え方が、後行っていくというところで、
1:19:13	そっちが小数点差異日
1:19:17	一番小さいケーターの数値の違いではございますがそういう違いが出たのかなというふうに考えてございます。
1:19:25	衛藤規制庁イトウです。大体わかりましたというか便としては同じ、
1:19:35	075cの取りかえ後の弁っていうのと、今回取りかえ後の弁というのは同じものであって、強度計算方法も同じであって、
1:19:45	結果も同じであると。ただ、数字の丸め方が違う。
1:19:50	違うので、若干その小数点以下のところで、数字で違いが生じているとそういうことでしょうか。
1:20:02	ご認識の通りです。はい。それは立たしかということでもいいですか。
1:20:11	はい。C衛藤地区の木村です。江藤。そうですねと 075Cと同じものが今回、A委員にも取り掛かりますので紙は同じもので、
1:20:22	ですのでそのまま丸め方、数値の丸め方だけの考え方が違うというところでございます。原子炉規制庁畠山です。丸め方が変わったというのは、
1:20:34	具体的に、
1:20:38	氣中、
1:20:40	切り捨てたとか、切り上げだとか、なんかどういう、
1:20:45	方法変わったってのはわかりますか。
1:20:52	ちょっと計算するにあたって何かその考え方が、
1:20:56	何か変わるのがよくわかんなくて、
1:20:59	同じ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:01	ものであれば、
1:21:03	例えば規格が変わってない限りは同じかなと思うんですけども、そういった意味でいうと、平成 19 年当時はJASMINEの、
1:21:10	2005 年版設計建設規格 2005 年版を使っていますが、本申請によって 20052007 対法使ってますと、類似のものではございますけど、
1:21:21	そこで何らかしら考えが変わったのか、或いは本当にただ計算の仕方が、当時の
1:21:29	計算ではケースデータ切り上げたっていう、そのの差異なのか、ちょっとそこがよくわかりませんでした。
1:21:37	ご説明いただければと。
1:21:45	省電力のキムラです。規格が変わったというところでの、
1:21:52	丸めが違う、変わってるというところでは、ないというふうに認識しております、
1:22:01	一番
1:22:04	そのまま抜けたの考え方っていうところが当時と今回では、最近最近の公認で変わっているというところだけの間違いなのかなというふうに規格が変わったからというところではないというふうに認識しております。
1:22:52	規制庁衛藤です。わかりました。はい。
1:22:57	衛藤。
1:22:59	麻生お待ちください。
1:23:30	原子炉規制庁の武山です。では、次の質問に移りたいと思うんですけども、技術基準規則くうで、今回健全性の説明書の中で 15 条 4 項が審査対象条文と、
1:23:43	なってるっしょるかと思います。
1:23:46	で、今回、弁において、この 15 条 4 項って、ちょっと率直に行くんですけど、これは対象ということでよかったのか、その対象となった場合にですね、
1:23:58	具体的にはその説明は新規制においての、
1:24:03	ポンプ等の損壊に伴う飛散物の数、損傷防護に関する説明書の方に飛ぶことになると思うんですけども、そこでは、弁についてど、どのように定義されているのかご説明いただけますか。
1:24:39	オク電力の沖松江とご質問趣旨は再稼働時の、
1:24:44	説明の中で、今回の
1:24:48	弁が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:52	この 15 条 4 項への適合の観点でどのように、説明が先ほどの中でされているかという、該当箇所はどこかというご質問でよろしいでしょうか。概ねその通りでございます。
1:25:22	四国電力の勤務で少しお時間いただきます。
1:27:42	職人力のキムラです。
1:27:45	再稼働をにおきます。江藤。資料の 9 の内部発生。
1:27:51	産物、
1:27:54	に飛散物による損傷防護に関する説明書、
1:27:59	としましては、
1:28:02	耐震A棟、
1:28:06	対象としましては、
1:28:09	同相似の、
1:28:14	すみません、失礼しました。すみませんもう少しお時間いただきます。
1:29:26	失礼しました。四国電力の木村です。再稼働時の飛散物、防護に関する説明の中では
1:29:37	当時の再稼働の中で新たに
1:29:43	SA設備、いやDB設備として登録がされた設備、
1:29:51	の間の中で
1:29:53	具体的に言いますと、RCPBの拡大範囲ですとか、新たに追加された高速回転機器の損壊、
1:30:05	によって既存の
1:30:10	既存の防護対象の設備、
1:30:13	というものが、
1:30:16	悪影響を受けないというところの説明がされていると、いうふうに考えておりますですね再稼働時におきましては、その防護対象として今回の弁も含めて、
1:30:32	悪影響を受けないような設計とし、しているというところを、
1:30:38	再稼働時の資料 9 の中で説明していると。
1:30:41	いうふうに認識してございます。原子炉規制庁畠山です。今のご説明と、資料を読んで、自分が理解した範囲で説明してちょっと復唱すると、
1:30:54	補足説明資料、資料 9 の、
1:30:59	説明書の中では、
1:31:03	まず、加害者側として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:06	配管の破損と高速会見機器の破損を提起していますと、で、配管の破損に関しては、今回は、弁でございまして肺癌の破損には至ってませんで、
1:31:19	高速回転機器の損壊、
1:31:22	においてもこれは高速回転機ではありませんのでこれ該当しません。これはそういった意味では、
1:31:27	加害者側としては、
1:31:30	登録は入っていません。他方、被害者側、
1:31:36	評価内容のところで防護対象って書いてますけども、被害者側としては、原子炉冷却系であったり、炉心冷却に必要な工学的安全施設管理施設、あとは、
1:31:49	LOCA時に圧力障壁となる。
1:31:52	ここは定義されていて、この中に弁が含まれます。従って、被害者として影響を及ぼさないように、
1:32:02	施設することが求められている。従って、なので 15 条 4 項は、
1:32:07	該当します。加えて言うと 15 条 4 項は、設計基準対象施設はとなっていてその中で確認しなければいけない範囲ですってということのご説明をいただいたの。
1:32:18	かなと思ったんですけども理解が正しいでしょうか。
1:32:24	あとご認識の通りです被害者として被害者側の設備として、先ほど城が説明をしていますので 15 条 4 項が該当するということでございます。
1:32:38	はい。
1:32:39	承知しました。その上で、
1:32:44	確認したいのは、この資料は、今回、補足説明資料とごめんなさい。
1:32:53	今回の申請としては、全部はされていない状況だと思います。で、これちょっと届け出の時には伺ったかもしれないので、
1:33:02	恐縮ですが、この資料は、本申請に添付されなかった理由というのはどのような理由でしたでしょうか。
1:33:15	四国電力の木村です。今回、届け出の側も同様ですけれども、今回弁の 1 で入りますとか、そういう
1:33:28	棒の設計に必要なものについては既存の設計と変えるものではないというところで、既工認の中の設計とを变えるものではないというところで、
1:33:43	今回この説明書については添付していないというところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:49	原子力規制庁ハタケヤマです。まず、へ設計を何ら変えることがないので全部してませんということは、
1:33:56	理解しつつ、
1:33:59	今回の申請において、ござい、今回の申請ではなくて、新規制においての、
1:34:08	資料 9 において、資料 9-2 ですね、ここに配管保存想定位置っていうのがあります。この中では新規制の強度の説明書の
1:34:20	別添 7 の LBB の説明書飛ばす形になってますけども、これは LBB の説明書は、
1:34:27	新規性を引用する形でも、
1:34:31	良いのか、ちょっとご説明いただいてよろしいですか。
1:34:36	要は、間接的に新規性の LBB 説明書飛ばすような形になってますけども、ちょっとこの整理が良いかどうかをちょっと確認をしたいんですけども。
1:35:10	ちょっと良いか悪いかの表現だと、ちょっと趣旨が、
1:35:16	適切かどうか、適切に伝わるかわからないのでちょっと改めると。
1:35:22	では設計は変わってないってことは、この引用の仕方適切かどうか。要は、何ら変わってないってということ。LBB の範囲も含めてですね。
1:35:31	何ら変わってないということがいえるかどうかという観点でのご回答いただければ。
1:35:35	と思ってます変わらないということによろしいですか。
1:36:27	西尾規制庁徳山です。今ってお話聞こえていますかね。発わーされてました。
1:36:36	いや、失礼しましたお時間をちょっと開けてしまって申し訳ないです。江藤。
1:36:42	衛藤再稼働時の資料 9 の説明の中で L/D の
1:36:50	成立性に関する説明書を引用しておりますけれども、その基本的な考え方っていうのは、今設計の考え方っていうのは、今回も変わっておりませんので、
1:37:00	あそこも含めて今までの設計と変わらないという理解で問題ございません。
1:37:14	原子力規制庁と気圧の設計として変わらないということ承知しました。
1:37:22	ちょっと別の説明書を確認したいんですけども、今回は、流体振動等に関する説明書を添付されて、
1:37:29	いらっしゃるかと思います。で、この中身を確認すると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:35	実際弁って何かしら、
1:37:37	評価をすることなのかどうかというのを、
1:37:42	んで言うと評価は不要ですってことになっています。これをパッと見てみると、
1:37:50	何もしていないのかなと思うんですけども、設計が変わってないってことなのか。
1:37:57	ちょっと、どういう趣旨かはわかりかねますけども、こっちの方は、何かしらの評価をしていないものの添付がついていて、
1:38:07	新規性の 9、
1:38:10	ていうその損傷防止に関する説明書ですかね、そっちの方は、添付不要となるこの整理が少しわからなく、ちょっとその整理をご説明いただけますか。
1:38:21	流体振動等だけがついてくる理由のほど、ちょっとご説明お願いします。
1:38:35	四国電力の木村です。資料の 7 の流体振動のに関する説明書を添付し、
1:38:45	Aとしておりますけれどもこちらについてはそう。そういうような配管内の円柱状構造物等がないというところの確認をしたと。
1:38:55	いうところの
1:38:59	評価といいますかそういうような確認をが必要というふうに考えて考えましたので、今回、その資料を添付しているものでございます。
1:39:17	原子力規制庁ときます。御説明というのは、
1:39:23	流体震度等に関してはその取りかえるにあたっては、
1:39:27	たとえ同じものがつこうと思う。
1:39:32	その中で、その円柱状構造物がないかどうかとかも含めて、
1:39:38	説明が必要であるから、Ⅱ、今回評価不要であると判断しているけどもついてきている。
1:39:45	ということで、
1:39:47	出た、そっちのご説明いただきましたけども他方、
1:39:50	もう片方の説明書、損傷防止の
1:39:54	説明書の方は、どういった理由でついてこなかったのか、ちょっとそこを、
1:39:59	比較するような形でご説明いただけますか。
1:40:26	地方電力の木村です。資料の 7 の流体震度をに関する説明書を添付しましたのは今回の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:36	申請範囲の設備が、一次冷却材の循環する範囲に取りつく弁というところで、まず
1:40:47	その設備に対して、データ深度をまた温度変動による損傷を受けないというところの確認が必要で、
1:40:57	あろうというところでこの資料のナンバー7を添付したというところがございます。
1:41:03	一方飛散物防護につきましては、今回の弁につきましては、配置等の設計を変えるものではないと。
1:41:14	いうところを配置上の設計が変わらないというところで、
1:41:19	その積が変わらないっていうのが明確であるというふうに考えておりますので、それを踏まえて飛散物防護の説明書を添付していないというところがございます。
1:42:13	原子炉規制庁島山です。今のご説明だとその損傷防護に関する説明書においては、
1:42:21	設置の位置が変わらないことをもって自明であると説明ができる。他方、消防江藤流体振動等の説明書は、仮に、
1:42:30	す、設置場所が、
1:42:34	変わらなかったとしても、円柱状構造物と何か
1:42:39	同じものに伝えたところで、
1:42:44	何かしらの円柱状構造物等、何かないのかっていうことの確認をしなければならぬという、
1:42:50	同じ場所に設置するにあたってもそこで進むものと済まないものがあると。
1:42:56	ということで添付の差異が出てくるということですかね。
1:43:06	四国電力の件はです。衛藤。
1:43:09	おっしゃる通り排除の設計が変わらないということ、ところで明確、
1:43:15	に先に影響がないというのを確認できるものと、今回の取りかえ範囲の弁が、
1:43:25	道冷却材の循環する範囲の原因になりますので、それに対しては、流体振動等による悪影響がないというところを説明する必要があると、いうふうに考えて、
1:43:37	今回はそういうふうに整理させていただいて、資料7については添付させていただいているというところがございます。
1:43:45	はい。承知いたしました。補足説明資料の方に添付資料の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:50	添付書類及び来本工事計画における店舗の要否の検討結果っていう資料がつけていただいているかと思います。6ページ以降ですかね。
1:44:00	この中の理由のところですね、今お話しいただいたような内容ですね、具体的に言うとその子工事計画の中でそのタービンポンプ等の損壊に伴う飛散物の
1:44:15	その条文を変更するものでないっていうところに、市と変更する。
1:44:19	するものではないってことを付け加えていただくなり、
1:44:26	ちょっと補足の説明ですね、ちょっと充実化をいただきたいかなと思ってます。今お話ししたような、もう片方についてはもう片方がついてないっていうことですね、わかるようにちょっとここ記載を、
1:44:39	いただければと思います。
1:44:45	蘇武電力の木村です。土足説明資料の記載の充実について了解しました。
1:44:50	はい。お願いします。ちょっとさっき一応補足しますが、流体振動等は、
1:44:54	説明するため添付するっていうところは、何で説明しなければならないのかっていうところは充実化、繰り返しですがお願いいたします。
1:45:07	小電力の木村です了解しました。
1:45:43	原子炉規制庁畠山です
1:45:46	本件において、本日のところにおいては、質問事項は以上となります。
1:45:55	ちょっと
1:45:57	まずうちちょっと振り返りをさしていただく前に、ちょっとスケジュールの関係で一つだけ確認をしたいことがあるので、
1:46:04	パワーポイントの提出いただいているかと思うんですけども、この7ページのところに、工事工程っていうのがついていらっしゃるかと思います。
1:46:15	この工事工程において、使用前事業者検査機関と建築工事期間というのは、記載されているものの、その前の部分、
1:46:25	今回
1:46:26	認可申請出されてるかと思うんですけども、どれぐらいいの。
1:46:30	タイミングの審査期間を見込んでいるのか、ちょっとそこが、
1:46:34	すべて空欄だったんで、今ちょっと、どのように審査期間おいてらっしゃるか、ちょっとお聞かせいただいてよろしいですか。
1:46:42	それを踏まえてちょっとスケジュールの話したいと思います。
1:46:45	中国電力の木村ですちょっと今回届け出がちょっと記載させていただいててちょっとこの認可申請の、にするにあたってちょっと記載をちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	衛藤沖さしていただいておりますとちょっと審査会合とかでもこちらの資料、
1:47:00	別にご説明するのかなというふうに考えてまして、ちょっとその中で、
1:47:06	あまりこの子、こちらの
1:47:09	衛藤。
1:47:11	こちらのこの説明資料の中で、認可日というのをちょっと記載するのが適切ではないのかなというふうにちょっと考えましたのでちょっとそちらの認可とかのスケジュールのところをちょっと今回、
1:47:22	どけさせていただいているというところでございます、また、こちらとしましては、
1:47:29	10月から使用前事業者検査っていうのが、初回のが始まりますというところで、1ヶ月前には、使用前確認の申請と、
1:47:41	いうのをさせていただいて、障害確認を受験する必要があるというところで9月の
1:47:50	遅くとも主初旬、9月早々に障害確認申請を出させていただく必要があるというところでございますのでそれまでには、
1:48:00	ちょうど認可をいただければいただきますとこのスケジュールですので8月末、
1:48:08	までに認可をいただければこの10月からの傷害事業者検査に支障なくは、検査を実施させていただくことができるのかなというふうに考えてございます。
1:48:22	原子炉規制庁竹山です。承知しました。当初の通り8月末の認可希望ということですね。
1:48:30	ちょっとこの一番最後の際に、今後のスケジュールをお話しますけども、それを踏まえてちょっとお互いのスケジュール感ちょっとお話をできればと思っておりますので、この申請書、ポイントの中では、あくまで、
1:48:44	審査を含めたスケジュールを示しているわけではなくて、認可後の工事工程としてどれぐらい見込んでることだけ書かれているということでした承知しました。
1:48:58	で、宗の
1:49:02	そうした上で、今回ちょっと指摘した、こちらからコメントしたですね。
1:49:07	事項について振り返りをちょっとまずしたいと思うんですけども。
1:49:12	お手元にホワイトボード等用意されておりましたら画面共有で表示いただいで読み上げる形、或いは、共有が難しいようでしたら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:22	読み上げるだけでも構いませんのでちょっと今、四国電力としてどのように、今回のコメントですね、理解してるのかっていう観点でちょっとご説明いただければと。
1:49:35	すごく電力本店の富岡でございます。従前と同様ですねホワイトボードに記載をしてございますがちょっと共有の方が難しいので、口頭で読み上げさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
1:49:47	はい。では読み上げのほどお願いします。
1:49:51	はい、承知いたしました。
1:49:53	それでは読み上げさせていただきます。1点目でございます。今回の弁箱アベ取りかえ弁についてですね、弁箱弁蓋の最小肉厚の測定箇所を、
1:50:05	を変更したということについて、考えかたを資料として説明をすることを、
1:50:13	加えてですね保守的という言い方を今回ご説明しておりますが、保守的という言い方が正しいかどうかも含めて回答方法を検討するということろでございます。
1:50:24	2点目でございますが、
1:50:27	今回の鳥飼辨野について配管等の取り合い部がございますけれども、その残留応力の低減について事例規格のどこに該当するのかというところを資料にて説明すること。
1:50:41	というところでございます。
1:50:43	3点目でございますが、今回の逆止弁と類似弁においてSA主要弁として登録しているものが他にないかというところを確認すること。
1:50:55	加えて、その考え方がですね使用日に該当するかしないかという考え方がですね新規制において、その当時説明した資料があればそれもの提示も含めて、
1:51:08	今回の補足説明資料の方で説明することというところでございます。
1:51:13	4点目でございますが、今回の逆止取りかえの逆止弁は一次冷却材循環設備等の境界に該当するものでございますが、
1:51:24	33条の取り扱いについて、再度設営再整理をして説明する。
1:51:29	というところでございます。
1:51:32	5点目でございますけれども、
1:51:35	補足説明資料の6ページのところ添付書類及び本工事計画における添付の要否の検討結果というところについてですね、今回添付している、していない説明資料等ございますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:49	その要否について記載の充実化を図るところでございます。
1:51:55	説明ちょっと交代いたします。
1:51:57	続きまして耐震関係につきまして四国電力の村上から確認をさせていただきます。今回機能維持評価において3次元はりモデルを用いてございますが、
1:52:11	そのことについて再稼働工認等認可実績がある手法であることを、再稼働工認等を引用し、簡潔に補足説明資料のほうに追記させていただきます以上です。
1:52:29	ミウラ規制庁ハタケヤマです。ちょっと1点、SCCの説明書のところですね、事例規格のどこに該当するのかっていうことでお話いただきましたけども、
1:52:40	まず、今回の弁において、運転中の引張応力が増大する設計及び製作時の引張残留応力が高くなる工法、局部先で設計しというのは、
1:52:52	何をするのかっていうそのこと、その設計何をするのかってことをまずご説明した上で、それが事例規格でどのように、
1:53:01	規定されてるかっていうその流れでご説明いただければと思いますのでちょっと補足までです。
1:53:13	はい、本手食電力本店でございます。承知いたしました。そのようにいたします。
1:53:21	議事録規制庁側よろしいですか。
1:53:25	振り返りははい。
1:53:27	では最後、スケジュールについてお話できればと思いますけれども、本申請は先ほどお話しいただいたように、8月末の認可規模だと僕が言いました。で、
1:53:39	8月にコマツの認可希望ということでしたら、
1:53:44	お互いの多分、夏季休暇等もあるかと思しますので、審査会合はどんなに遅くとも8月の中旬までには審査会合しなければ
1:53:55	流れにはならないかなと思います。で、それを踏まえて、今回の資料、ヒアリング等は多分、最低限2回を考えると、
1:54:05	来週の中旬までには資料を再提出いただいて、来週中にですね。
1:54:12	ヒアリングをもう一度行い、資料、
1:54:17	固める。
1:54:19	ことを行わなければならないと思いますが、
1:54:22	まず、7月の
1:54:25	今日が14ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:29	2日あたりですかね。
1:54:32	3連休を挟みますけど20日あたりこの近辺での資料の提出、
1:54:39	必要と考えますが、
1:54:42	四国電力の方は、
1:54:45	資料修正等のスケジュール、どのようにお考えでしょうか。
1:54:51	四国電力本店でございます。
1:54:54	7月の2日、
1:54:57	中に資料提出ということで
1:55:00	準備したいと思いますのでそのようにしていただけたらと思います。はい。
1:55:06	はい。以上です。原子炉規制庁畠山です。ありがとうございます。ちょっとお待ちいただいてよろしいですか。
1:55:59	はい。今、原子炉設置後、今話したスケジュールでこちらとしても、相違ないので、まずは資料の提出のほどお願いしたいと思います。詳細は東京支社の方から、
1:56:10	事務的にまた資料の提出いただければと思います。
1:56:17	四国電力本店でございます。承知いたしましたよろしく願いいたします。
1:56:29	全体として原子炉規制庁側からは、何かありますか。
1:56:38	はい。顕著、規制庁の奥でございます。
1:56:41	お疲れ様です。今回のやりとりの中で、いくつか資料通過いただいたり確認が必要なものがあつたかと思います。
1:56:47	また修正いただいたものを提出していただいて改めて確認を詰めさせていただけばと思います。引き続きよろしく願います。
1:56:56	四国電力松原でございます。承知いたしました。よろしく願いいたします。
1:57:01	はい。
1:57:03	原子炉規制庁側からは、
1:57:05	他にはよろしいですか。
1:57:07	はい。四国電力本店側は、
1:57:11	全体通して何かございますでしょうか。
1:57:16	四国電力本店特にございません。はい、東京支社もよろしいですか。
1:57:22	四国電力東京支社福永です。
1:57:30	はい、どうぞ。
1:57:38	四国電力、福永さん今何か発話されてますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:44	すいませんミュートになってました。四国電力福永です。
1:57:48	はい。何かありました。全体通して何かありましたでしょうか。
1:57:54	スケジュールの確認ですけど7月20日に、弊社から資料提出をさせていただきますで、
1:58:00	そのあと2 一旦ヒアリング挟んで、8月4日の審査会、8月上旬の審査会合、
1:58:07	そのあとまたヒアリングがおそらく1 回程度あって、認可になるっていうような大まかなスケジュールという認識でよろしかったでしょうか。
1:58:18	原子力規制庁ハタケヤマです。概ねおっしゃる通りかと思っております。8月上旬ですから
1:58:28	4 日前後を見据えて、多分行くことかなと思いますけれども、
1:58:35	それはちょっと審査会合の各日程確定は、今後、
1:58:40	2 回目の日
1:58:42	ヒアリングが終わり次第、審査会合に至るということでありましたら、また事務的にお伝えするという流れになるかと思えます。
1:58:52	オク電力フクナガです。承知しましてありがとうございました。
1:58:55	はい。
1:58:58	その他はよろしいでしょうか全体通して皆さんよろしいですか。はい。
1:59:03	では本日のヒアリングについては終了させていただきます本日もありがとうございました。
1:59:08	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。